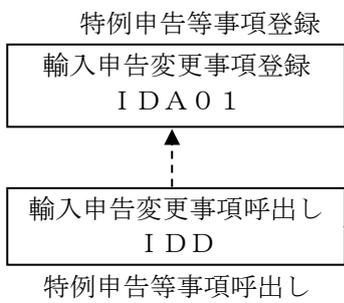


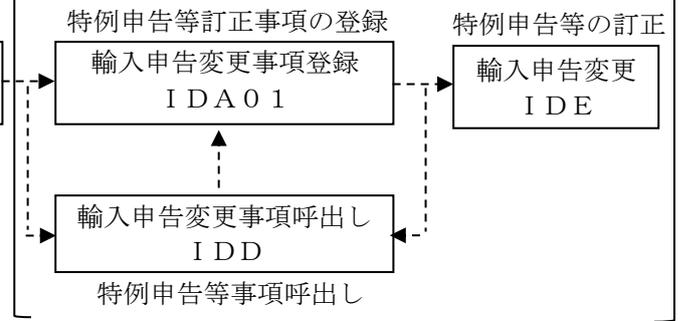
第3節 特例申告手続

システムを使用して特例申告若しくは特例委託特例申告（以下この節において「特例申告等」という。）を行う場合又は複数の輸入許可に係る特例申告等をまとめて行う場合（以下この節において「一括特例申告」という。）は、この節の定めるところによる。

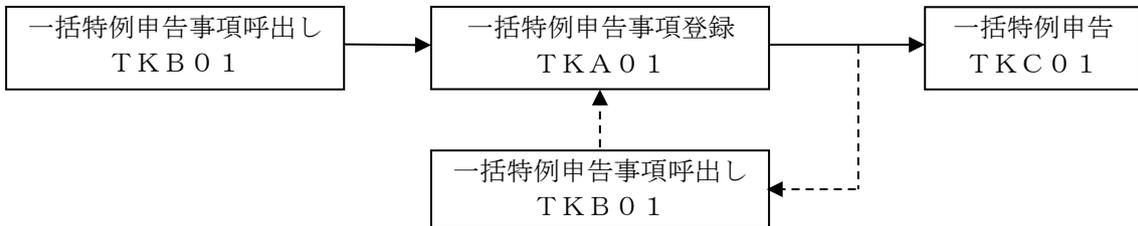
【特例申告等の流れ】



【特例申告等の訂正を行う場合】



【一括特例申告の流れ】



1 特例申告等事項の登録

(1) 特例申告等事項の登録

通関業者等は、特例申告等（「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE））を実施する前に、次により、特例申告等事項をシステムに登録する。

システムに登録した特例申告等事項については、後記2（特例申告等事項の訂正）により、「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を実施するまでの間、訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、特例申告等事項に登録する。

<共通部>

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
1	申告等番号 (「申告番号*」欄)	輸入（引取）許可（特例委託輸入（引取）許可及び蔵出輸入（引取）許可を含む。以下、この節において同じ。）時の申告等番号を必須入力する。						
2	大額・少額識別 (「大額/少額*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>少額申告</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S
区 分	コード							
大額申告	L							
少額申告	S							
3	申告等種別コード (「申告等種別*」欄)	次の手続内容に応じた申告等種別コードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>手続内容</th> <th>申告等種別コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特例委託特例申告</td> <td>V</td> </tr> </tbody> </table>	手続内容	申告等種別コード	特例申告	T	特例委託特例申告	V
手続内容	申告等種別コード							
特例申告	T							
特例委託特例申告	V							

項番	項目名 (入力画面)	内 容
4	特例申告 あて先官署コード (「特例あて先官署」欄)	引取申告時に入力又は補完された特例申告先官署を輸入(引取)許可官署の属する税関の本関に変更する場合は、本関の税関官署コード(「業務コード集」参照)を入力する。
5	特例申告 あて先部門コード (「特例あて先部門」欄)	引取申告事項登録における「品目番号*」欄左等への入力内容に基づき自動的に出力された書類提出先部門を税関の指示により変更する場合は、指示された特例申告先部門の申告先部門コードを入力する。 ただし、引取申告の時点で本欄に入力した場合は、入力を要しない。
6	輸入者コード (「輸入者」欄左)	(1) 特例委託特例申告で輸出入者コードを有する輸入者の場合又は特例申告の場合は、輸入(引取)許可時の輸出入者コードを入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 特例委託特例申告で輸出入者コードを有しない輸入者の場合は、入力を要しない。
7	輸入者名 (「輸入者」欄右)	次のいずれかに該当する場合は、輸入者名を必須入力する。 ① 「輸入者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸入者」欄左にJASTPROコード又は税関発給コードと関連付けられていない法人番号を入力した場合。
8	郵便番号 (「住所」欄上段左)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 外国法人の場合であって桁数が7桁を超える場合は、7桁目まで入力する。
以下9から12までの項目の具体的な入力方法については、この章第1節別紙6(住所の入力方法)を参照すること。		
9	住所1 (都道府県) (「住所」欄上段中)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(都道府県)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(都道府県)を入力する。 (3) 外国法人の場合は、国名を入力する。
10	住所2 (市区町村(行政区名)) (「住所」欄上段右)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (3) 外国法人の場合は、州名及び都市名を入力する。
11	住所3 (町域名・番地) (「住所」欄中段)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(町域名及び番地)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(町域名及び番地)を入力する。 (3) 外国法人の場合は、通りの名称等を入力する。 (4) 「住所」欄上段右のみでは輸入者の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。 (5) 輸入者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
12	住所 4 (ビル名ほか) (「住所」欄下段)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(ビル名等)を入力する。 (3) 「住所」欄中段のみでは輸入者の住所(町域名又は番地)を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。
13	輸入者電話番号 (「電話」欄)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の電話番号と異なる場合は、当該電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 外国法人の場合であって、桁数が11桁を超える場合は、11桁目までを入力する。
14	税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)	税関事務管理人を定めている場合は次による。 ① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。
15	税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄)	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。
16	税関事務管理人名 (「受理番号」欄下)	税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。 ① 「税関事務管理人」欄上段左を入力しなかった場合。 ② 「税関事務管理人」欄上段左に関連付けのない法人番号を入力した場合。
17	住所 1 (Street and number/P. O. BOX) (「住所」欄上段左)	仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人住所が異なる場合及び補完されない場合は、当該仕出人住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。
18	住所 2 (Street and number/P. O. BOX) (「住所」欄上段右)	仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人住所が異なる場合及び補完されない場合は、当該仕出人住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。
19	住所 3 (City name) (「住所」欄中段左)	仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人住所が異なる場合及び補完されない場合は、当該仕出人住所(City name)を入力する。
20	住所 4 (Country sub-entity, name) (「住所」欄中段右)	仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人住所が異なる場合及び補完されない場合は、当該仕出人住所(Country sub-entity, name)を入力する。
21	郵便番号 (Postcode identification) (「住所」欄下段左)	仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人の郵便番号が異なる場合は、当該仕出人郵便番号(Postcode identification)を入力する(区切り符号は入力しない。)

項番	項目名 (入力画面)	内 容										
22	国名コード (Country, coded) (「住所」欄下段右)	(1) 仕出人コードより補完される仕出人住所又は輸入(引取)許可時の仕出人の国名が異なる場合及び補完されない場合は、仕出人の国名を国名コード(「業務コード集」参照)で入力する。 (2) 「包括評価番号」欄に包括評価申告受理番号を入力した場合は、次のいずれかに該当するときは除き、入力を要しない。 イ 「評価」欄に「5」(申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの)又は「Z」(包括評価申告を適用するものであって、システムに未登録のもの、登録済みであって評価結論等が未修正のもの又はBP承認後IBPに係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの)を入力したとき。 ロ 輸出者が複数、かつ、輸出国が複数の包括評価申告のとき。 ハ 輸入貨物の評価(個別・包括)申告書に記載された輸出者と仕出人が異なるとき。										
23	貿易形態別符号 (「貿易形態別符号」欄)	普通貿易統計計上貨物若しくは金統計計上貨物である場合は、統計基本通達25-3(貿易形態別符号)に規定する貿易形態別符号表により、第1符号、第2符号及び第3符号の順に入力する。										
24	戻税申告識別 (「戻税申告」欄)	関税定率法第19条の3(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)に係る申告を行う場合は、「X」を入力する。										
25	税関調査用符号 (「調査用符号」欄)	輸入申告等の調査のため税関が指示した場合は、税関が指示したコードを入力する。										
以下26及び27の項目は、最大10欄まで繰り返し入力することができる。												
26	輸入承認証等識別 (「輸入承認証等」欄左)	輸入承認証等識別コード(「業務コード集」参照)を入力する。										
27	輸入承認証番号等 (「輸入承認証等」欄右)	「輸入承認証等」欄左に入力した輸入承認証等識別コード(「業務コード集」参照)に係る許可又は承認番号等を入力する。 なお、「輸入承認証等」欄左及び「輸入承認証等」欄右の具体的な入力方法については、この章第1節1(1)イ(呼出しによらない方法)の「輸入承認証等」欄を参照すること。										
28	インボイス識別 (「仕入書識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 ただし、引取申告時にこの項目を入力していない場合又は「A」(インボイス)若しくは「B」(インボイスに代わる書類)を入力した場合に限り、「A」(インボイス)又は「B」(インボイスに代わる書類)への変更が可能である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>インボイスに代る書類</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	インボイス	A	インボイスに代る書類	B	電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)	C	電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)	D
区 分	コード											
インボイス	A											
インボイスに代る書類	B											
電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)	C											
電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)	D											
29	電子インボイス受付番号 (「電子仕入書受付番号」欄)	「仕入書識別*」欄に「C」(電子インボイス(NACCS/仕分情報あり))又は「D」(電子インボイス(NACCS/仕分情報なし))を入力した場合は、電子インボイス受付番号を入力する。 なお、引取申告時に入力した番号を変更することはできない。										
30	インボイス番号 (「仕入書番号」欄)	(1) インボイス又はインボイスに代わる書類の番号を入力する。 (2) インボイス又はインボイスに代わる書類が複数にわたる場合は、「輸入承認証等」欄左に「INVN」、「輸入承認証等」欄右に他のインボイス又はインボイスに代わる書類の番号を入力する。										
31	インボイス価格区分コード	インボイス、インボイスに代わる書類又は電子インボイス(以下この節において「インボイス等」という。)の価格区分について、次の区分に応										

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
	(「仕入書価格」欄左)	じたコードを入力する。	
	区 分	コード	説 明
	有償貨物についてのインボイス等価格	A	決済金額をいう（I/L裏書きの送り状金額と一致する。）。 なお、内取通関の場合は、内取分の価格をいう。
	無償貨物についてのインボイス等価格	B	無償貨物について、採用したインボイス等価格をいう。
	有償貨物についてのインボイス等価格に無償貨物についての価格を加えた価格	C	有償無償混在貨物で、有償貨物についての価格が「A」（有償貨物についてのインボイス等価格）と同条件で、かつ、無償貨物についての価格が「B」（無償貨物についてのインボイス等価格）と同条件の場合をいう。
	A、B、C以外の価格	D	評価申告書Ⅱによる課税価格、評価申告書別添プライスリストによる価格、税関鑑定価格又はインボイス等表示価格（例えば、インボイス等の建値がC&Fの場合に、実際に支払った運賃を採用する場合又は包括評価結論がFOBのときにインボイス等に表示されているFOB価格をインボイス等価格として採用する場合等）等、他の区分に該当しない価格をいう。
32	インボイス価格条件コード (「仕入書価格」欄中左)	次の区分に応じたコードを入力する。	
		区 分	コード
		①	FOB価格 FOB
		②	C&I価格 C&I
		③	C&F価格 C&F
		④	CIF価格 CIF
		⑤	EXW価格 EXW
		⑥	FCA価格 FCA
		⑦	FAS価格 FAS
		⑧	DAP価格 DAP
		⑨	DAF価格 DAF
		⑩	DES価格 DES
		⑪	DDU価格 DDU
		⑫	DPU価格 DPU
		⑬	DAT価格 DAT
		⑭	DEQ価格 DEQ
		⑮	DDP価格 DDP
		⑯	CFR価格 CFR
		⑰	CPT価格 CPT
		⑱	CIP価格 CIP
		<p>(注1) ①から④までのいずれかのコードを入力した場合は、インボイス価格、運賃、保険、評価及び按分に関する項目（以下この節において「インボイス価格等欄」という。）に入力した内容から課税価格が自動計算により算出される。</p> <p>(注2) ⑤から⑱までのいずれかのコードを入力した場合は、自動計算による課税価格の算出が行われなため、「補正」欄左に「DP」（手計算により算出した課税価格の総額入力）を入力し、手計算により算出した課税価格の総額を「補正」欄右に及びその通貨の通貨コード（「業務コード集」参照）を「補正」欄中右に入力する。</p> <p>(注3) インボイス等による価格条件が①から④までのいずれにも該当しない場合であっても、自動計算により課税価格を算出したい場</p>	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
		<p>合は、①から④までのうちいずれか類似のコードを入力し、インボイス上の金額について当該入力した価格条件に応じて補正した額を入力し、「補正」欄中右にその通貨の通貨コード（「業務コード集」参照）を入力する。なお、実際取引の価格条件は「記事（税関）」欄に入力する。なお、実際取引の価格条件は「記事（税関用）」欄に入力する。</p> <p>（注4）インボイス等による価格条件がいずれの区分にも該当しない場合は、いずれか類似する区分のコードを入力し、他の項目については注2又は注3に準じて入力する。</p>	
33	インボイス通貨コード （「仕入書価格」欄中右）	インボイス等の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で入力する。	
34	インボイス価格 （「仕入書価格」欄右）	<p>(1) 「仕入書価格」欄左に入力したコードに対応する価格を入力する。</p> <p>(2) 「仕入書価格」欄中右に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで入力することができる。</p>	
35	運賃区分コード （「運賃」欄左）	次の区分に応じたコードを入力する。	
	区 分	コード	説 明
	AWB（混載の場合はHAWB） 上の運賃全額	A	通常は、チャージコレクトの場合の運賃をいう。 プリペイドの場合の運賃であってもよいが、この場合は「仕入書価格」欄左には「B」（無償貨物についてのインボイス等価格）又は「D」（A、B、C以外の価格）を入力することとなる。
	AWB（混載の場合はHAWB） 上の運賃の一部で、「インボイス価格」 の価格に対応する分の運賃	B	例えば有償無償混在貨物において、「仕入書価格」欄左に「A」（有償貨物についてのインボイス等価格）を入力した場合に用いる手計算により按分した有償分のみの運賃をいう。
	内取分の運賃	C	内取通関で使用する運賃として、手計算により算出した重量（容量）按分による運賃をいう。
	差額運賃又はその他の区分に該当しない運賃	E	<p>(1) インボイス等上の運賃より実際の運賃が上回っている場合の差額運賃をいう。</p> <p>(2) 評価申告による算出運賃又は仕入書等上の運賃（インボイス価格区分コードが「D」との組合せで用いられる。）等、前記「A」（B/L上の運賃全額の場合）、「B」（B/L上の運賃の一部で、「インボイス価格」の価格に対応する分の運賃）及び「C」（内取分の運賃）に該当しない運賃並びに全ての品目について後記関税込率法第4条の6（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）の規定に該当しない運賃をいう。</p>
<p>全ての品目が関税込率法第4条の6（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）の規定に該当する場合は、適用条文に応じた次のコードを入力する。なお、一部の品目が当該規定に該当する場合は、前記「A」（AWB（混載の場合はHAWB）上の運賃全額）、「B」（AWB（混載の場合はHAWB）上の運賃の一部で、「インボイス価格」の価格に対応する分の運賃）、「C」（内取分の運賃）又は「E」（差額運賃又はその他の区分に該当しない運賃）のいずれか該当するコードを入力し、当該品目欄の「課税価格」欄に手計算により運賃特例扱いの運賃を加算して算出した課税価格を入力する。</p>			
適用条文		コード	
		税関長公示額により運賃及び保険料を自動計算する場合	運賃率表等に基づく運賃及び保険料を入力する場合
関税込率法施行令第1条の13第2項第1		1	F

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
	号に掲げる寄贈物品		
	関税定率法第4条の6に掲げる無償の見本	2	G
	関税定率法施行令第1条の13第2項第2号に掲げるニュース写真等	3	H
	関税定率法第4条の6に掲げる災害救助用の物品等	4	J
	関税定率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等	5	K
	関税定率法施行令第1条の13第2項第4号に掲げる携帯品等	6	L
	関税定率法施行令第1条の13第2項第5号に掲げる別送品等	7	M
	関税定率法施行令第1条の13第2項第7号に掲げる修繕又は取替貨物	9	N
		当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料による場合	
	関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物	8 (注)	
	(注)「8」(関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物)を入力した場合は、システムによる課税価格の算出処理が行われないことから、次のいずれかの方法により課税価格を入力する。 ① 「補正」欄左に「DP」(手計算により算出した課税価格の総額入力)を入力し、「補正」欄中右に手計算により算出した課税価格の総額を入力する。 ② 全ての欄の「課税価格」欄右に手計算により算出した課税価格を入力する。		
36	運賃通貨コード (「運賃」欄中)	運賃の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。	
37	運賃 (「運賃」欄右)	(1) 「運賃」欄左に入力した運賃区分コードに対応する運賃を入力する。 (2) 「運賃」欄中に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。 (3) 「運賃」欄左に入力した運賃区分コードが「税関長公示額により運賃及び保険料を自動計算する場合」のコードである場合は、入力を要しない。ただし、実際の運賃を入力した場合は、税関長公示額と入力運賃の比較が行われ、低い方が運賃として適用される。 (4) 「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが、「C&F」又は「CIF」の場合で、インボイス等上の運賃より実際の運賃が上回っているときは、その差額分の運賃を入力する。	
38	保険区分コード (「保険」欄左)	次の区分に応じたコードを入力する。	
	区 分	コード	説 明
	個別保険のもの	A	課税価格に算入すべき保険料を全て含む。 ただし、AWB又はHAWB上に記載されている保険料は、運賃として取扱う。
	包括保険扱いのもの	B	「保険」欄右に包括保険申請受理番号を入力する(システムに登録されている指数により保険料の額が自動的に算出される。)
	保険料不明又は関税定率法第4条の6に該当するもの (税関長公示額により保	C	税関長公示額による保険料(公示額に基づき保険料の額が自動的に算出される。)

項番	項目名 (入力画面)	内 容					
	除料を自動計算)						
	付保していないもの	D	「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが「C&F」又は「FOB」で、付保していない場合に限る。				
	保険料不明又は関税定率法第4条の6に該当するもの（運賃率表等に基づき、保険料を入力）	E	保険率表等に基づき手計算により算出した保険料。				
(注)							
<p>① 評価申告の結論がCIF価格を補正基礎額とする場合は、保険区分コードが「D」（付保していないもの）に該当することはないことから留意すること。</p> <p>② 包括保険扱いのものであっても当該内容が次のいずれかに該当し、包括保険情報の登録がされない場合は、「B」（包括保険扱い）が入力できないことから、「A」（個別保険のもの）を入力し、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄中右に入力する。 イ JASTPROコード又は税関発給コードを有しない申請者によるもの。 ロ 保険料算出指数が複数あり、それぞれに最低保険料が設定されているもの。</p> <p>③ 「仕入書価格」欄中左に「CIF」又は「C&I」を入力した場合は入力不可。</p> <p>④ 「運賃」欄左に「税関長公示額により運賃及び保険料を自動計算する場合」のコードを入力した場合は、「B」（包括保険扱いのもの）は入力不可。</p>							
39	保険通貨コード (「保険」欄中左)	<p>(1) 「保険」欄左に「A」（個別保険のもの）又は「E」（保険料不明又は関税定率法第4条の6に該当するもの（保険率表等に基づき、保険料を入力））を入力した場合は、保険料の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で入力する。</p> <p>(2) 「保険」欄左に「B」（包括保険扱いのもの）、「C」（保険料不明又は関税定率法第4条の6に該当するもの（税関長公示額により保険料を自動計算））又は「D」（付保していないもの）を入力した場合は、入力不可。</p>					
40	保険金額 (「保険」欄中右)	<p>(1) 「保険」欄左に「A」（個別保険のもの）を入力した場合は、実際に支払った又は支払われるべき保険料の額を入力する。</p> <p>(2) 「保険」欄左に「E」（保険料不明又は関税定率法第4条の6に該当するもの（運賃率表等に基づき、保険料を入力））を入力した場合は、保険料率表等に基づき手計算により算出した保険料の額を入力する。</p> <p>(3) 通貨種別が「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで入力することができる。</p>					
41	包括保険番号 (「保険」欄右)	<p>「保険」欄左に「B」（包括保険扱いのもの）を入力した場合は、包括保険番号（包括保険について税関が登録したものは6桁、損害保険会社が登録したものは8桁）を次のとおり入力する。</p> <p>① 保険料率が1種類の場合（枝番がない場合）は包括保険番号及び「1」を入力する。（例：包括保険番号が1A001の場合は、「1A0011」、包括保険番号がH123456の場合は、「H1234561」）</p> <p>② 保険料率が品名により異なる場合（枝番がある場合）は包括保険番号及び枝番を入力する。（例：包括保険番号2B222の場合であって、枝番が2の場合は、「2B2222」、包括保険番号がH234567の場合であって、枝番が3の場合は、「H2345673」）</p>					
42	評価区分コード (「評価」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。 なお、インボイス上の金額に含まれない無償分に適用する評価申告は、評価申告の内容を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">コ ード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括評価申告を適用するもの</td> <td>(入力しない。)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	コ ード	包括評価申告を適用するもの	(入力しない。)
区 分	コ ード						
包括評価申告を適用するもの	(入力しない。)						

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
		評価申告書の提出を要しないもの	0
		申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの	5
		個別評価申告を適用するもの	6
		特殊関係が取引価格に影響を与えないもの	7
		包括評価申告を適用するものであってシステムに未登録のもの、登録済みであって評価結論等が未修正のもの又はB P承認後I B Pに係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの	Z
43 の項目は、最大3 欄まで繰り返し繰り返し入力することができる。			
43	包括評価申告受理番号 (「包括評価番号」欄)	<p>(1) 包括評価申告を適用する場合は、包括評価申告受理番号を入力する(区切り符号は入力しない)。</p> <p>(2) 評価区分コードが競合する場合又は複数の評価申告を適用する場合は、「5」(申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの)を入力し、「包括評価番号」欄に包括評価申告受理番号を入力する。ただし、4以上の包括評価申告受理番号を入力する必要がある場合は、「包括評価番号」欄に主たる包括評価申告受理番号を3欄まで入力し、その他の包括評価申告受理番号については、「輸入承認証等」欄左に「VDNO」(評価申告書番号)、「輸入承認証等」欄右に当該包括評価申告受理番号を入力する。</p> <p>(3) 複数の包括評価申告番号を入力した場合は、システムによる自動計算が行われないことから、後記の項番44 から47 の項目について包括評価申告の内容を入力する。</p>	
44	評価補正区分コード (「補正」欄左)	<p>次のいずれかに該当する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>(1) 包括評価申告の場合であって、「包括評価番号」欄に入力した包括評価申告受理番号により課税価格が自動的に算出されない場合。</p> <p>(2) 個別評価申告の場合であって、「補正」欄右を入力しない場合。</p> <p>(3) 個別評価申告の場合であって、「補正」欄中左に評価補正基礎額の通貨種別、「補正」欄中右に評価補正基礎額及び「補正」欄右に評価補正補正式を入力する場合。</p>	
	区 分	コード	説 明
	補正額を加算するもの	A D	<p>包括評価結論が非標準式(注)の場合又は個別評価申告により補正する場合に入力する。</p> <p>入力した場合は、「補正」欄中左及び「補正」欄中右に該当する通貨コード(「業務コード集」参照)及び加算補正額を入力する。</p>
	補正額を減算するもの	S B	<p>インボイス等価格に貨物代金の延払い金利が含まれている場合等に入力する。</p> <p>入力した場合は、「補正」欄中左及び「補正」欄中右に該当する通貨コード(「業務コード集」参照)及び減算補正額を入力する。</p>
	インボイスプライス是認のもの	I P	<p>個別評価結論が補正なしの場合及び「評価」欄に「5」(申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告)を入力した場合で、包括評価結論が「I P」(インボイスプライス是認のもの)の場合に入力する。</p> <p>入力した場合は、「補正」欄中左及び「補正」欄中右への入力を要しない。</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
	手計算により算出した課税価格の総額入力するもの	D P	「仕入書価格」欄中左に自動計算が行われない価格条件コード(⑤から⑱まで)を入力した場合等に入力する。 入力した場合は、「補正」欄中左及び「補正」欄中右に該当する通貨コード(「業務コード集」参照)及び課税価格の総額を入力する。
	補正結論の評価補正基礎額を入力するもの F O B 価格 C & I 価格 C & F 価格 F A S 価格 E X W 価格	F O B C & I C & F F A S E X W	評価結論が標準式(注)である場合で、「仕入書価格」欄、「運賃」欄及び「保険」欄に入力した値では補正することができない場合に入力する。 入力した場合は、「補正」欄中左及び「補正」欄中右に該当する通貨コード(「業務コード集」参照)及び評価補正基礎額である価格を入力する。
(注) 評価補正式が「評価補正基礎額×補正率」又は「評価補正基礎額×補正率±評価補正基礎額×補正率」のものを標準式といい、標準式以外のものを非標準式という。			
45	評価補正基礎額 通貨コード (「補正」欄中左)		評価補正基礎額の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。
46	評価補正基礎額 (「補正」欄中右)		(1) 評価補正基礎額を入力する。 (2) 「補正」欄中左に「J P Y」以外の場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。
47	評価補正補正式 (「補正」欄右)		個別評価申告を適用する場合であって、評価申告結論が標準式の場合は、補正基礎価格条件コード(注1) + 「*」 + 補正率(注2)を入力する。(例: 補正基礎価格条件コードがC I Fの場合であって、補正率が15%の場合は、「C I F * 1 5 / 1 0 0」) (注1) 補正基礎価格条件コード E X W、F O B、C & F、C & I、C I F、I P、F A S (注2) 分子(3桁以内) + 「/」 + 分母(3桁以内)
48の項目は、最大2欄まで繰り返し入力することができる。			
48	事前教示(評価)(「事前教示(評価)」欄)		関税評価に関する事前教示を受けている場合は、事前教示の登録番号を入力する。
49	課税価格按分係数合計 (「B P R係数合計」欄)		(1) 1件の申告が複数欄にわたる場合又は分割申告する場合において、システムにより自動的に算出される価格按分係数の合計値によらず、その合計値を指定する場合に入力する。 (2) 小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。

項番	項目名 (入力画面)	内 容																		
50	納期限延長コード (「納期限延長」欄)	<p>特例申告納期限の延長を選択する場合は、次の延長方式に応じたコードを入力する。 下表のコードを入力することにより、納期限延長申請を特例申告等と併せて行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税科目</th> <th colspan="4">その他の内国消費税 (注2)</th> </tr> <tr> <th>延長種別</th> <th>なし</th> <th>即納</th> <th>特例申告 納期限延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関税等 (注 1)</td> <td>即納</td> <td></td> <td></td> <td>F (注3)</td> </tr> <tr> <td>特例申告 納期限延 長</td> <td>T (注3)</td> <td>E (注4)</td> <td>T (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 関税等とは、関税、特殊関税、消費税及び地方消費税のことをいう。 (注2) その他の内国消費税とは、関税等以外の内国消費税のことをいう。 (注3) ① 税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。 ② 酒税又はたばこ税の特例申告納期限延長申請とその他の内国消費税についての特例申告納期限延長申請を併せて行うことはできない。 (注4) 税科目の一部に再輸出免税がある場合又は納期限延長の対象となる税科目以外の税科目全てが再輸出免税の対象となる場合を含む。</p>	税科目	その他の内国消費税 (注2)				延長種別	なし	即納	特例申告 納期限延 長	関税等 (注 1)	即納			F (注3)	特例申告 納期限延 長	T (注3)	E (注4)	T (注3)
税科目	その他の内国消費税 (注2)																			
	延長種別	なし	即納	特例申告 納期限延 長																
関税等 (注 1)	即納			F (注3)																
	特例申告 納期限延 長	T (注3)	E (注4)	T (注3)																
51	納付方法識別 (「納付方法」欄)	次の納付方法に応じたコードを入力する。																		

区 分	コード
全ての税科目について、直納により納付するとき。	(入力しない。)
全ての税科目について、MPN利用を行うとき。	M
全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき。	R
即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとするとき (「納期限延長」欄に「T」を入力した場合は入力不可)。	
全ての税科目について、直納により納付するとき。	X
全ての税科目について、MPN利用を行うとき。	W
全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき。	Y
即納分について、リアルタイム口座振替前に税額等の通知を受けるとき (「納期限延長」欄に「T」を入力した場合は入力不可)。 (注) リアルタイム口座振替は自動で行われないので、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務 (業務コード: ROW) により行う必要がある (税関手続関連 (共通編) - 共通手続 - 第3章第1節4 (リアルタイム口座振替による納税) 参照)。	
全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき (リアルタイム口座振替前に、通関業者に税額等を通知)。	F
全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき (リアルタイム口座振替前に、通関業者及び輸入者 (注) に税額等を通知)。 (注) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。	T

項番	項目名 (入力画面)	内 容
52	口座番号 (「口座番号」欄)	リアルタイム口座振替により納付する場合は、銀行識別コード(「業務コード集」参照)＋支店番号＋口座番号を必須入力する。 なお、賦課課税の場合は入力不可。
53 の項目は、2 欄目に限り入力することができる。		
53	担保登録番号 (「担保番号」欄)	(1) 据置担保を利用する場合は、担保登録番号を入力する。 (2) 「納期限延長」欄に特例申告納期限延長を使用する旨のコードを入力した場合は、次のとおりとする。 ① 特例申告において、特例申告納期限延長に係る保全担保の提供が必要な場合、特例申告納期限延長用担保の担保登録番号を入力する。 ② 特例委託特例申告の場合、特例申告納期限延長用担保の担保登録番号を入力する。 ただし、引取申告事項登録において1 欄目に入力した特例申告に係る保全担保が併用担保(特例申告納期限延長に使用できるものに限る。)である場合、2 欄目については、入力を要しない。 (注) ① 担保登録番号とは、税関手続関連(共通編)-共通手続-第3章第5節2(システムによる担保提供手続)又は3(書面による担保提供手続)に定める据置担保の登録によって交付される「担保登録票」の担保登録番号欄の出力番号(システムにより自動的に付与される。)をいう。 ② 1 欄目については変更することができない。
54	記事(税関用) (「記事(税関)」欄)	(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
55	記事(通関業者用) (「記事(通関)」欄)	(1) 通関業者等が必要とする事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
56	記事(荷主用) (「記事(荷主)」欄)	(1) 荷主に必要な事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
57	荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄)	荷主セクションコード(契約に携わった荷主側の部署コード等)を入力する。
58	荷主リファレンスナンバー (「荷主Ref No.」欄)	荷主リファレンスナンバー(荷主側が管理している申告に係る契約書等の番号等)を入力する。
59	社内整理用番号 (「社内整理番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。

<欄部>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
以下 60 から 79 までの項目は、最大 99 欄まで繰り返し入力することができる。		
60	品目コード (「品目番号*」欄左)	該当する実行関税率表の品目コード(9桁)を必須入力する(輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告時に6桁で入力した場合を含む)。ただし、次の場合はそれぞれにより入力する。 イ 関税定率法第14条18号(無条件免税)に規定する少額貨物の無条件免税の適用を受ける場合であって、NACCS用品目コード(98類)(「業務コード集」参照)に官署が掲載されている場合は、該当するNACCS用品目コードの9桁目までを入力し、官署が掲載されていない場合は、「980000000」を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		<p>ロ 第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用を受ける場合は、NACCS用品目コード(少額輸入貨物)〔業務コード集〕参照)の9桁目までを入力する。</p> <p>ハ 実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等が記載されている場合は、NACCS用品目コード(輸入)〔業務コード集〕参照)又は実行関税率表附表を参照し、番号の9桁目までを入力する。</p>
61	NACCS用コード (「品目番号*」欄右)	<p>実行関税率表上のNACCS用コード(1桁)を入力する。ただし、次の場合を除く。</p> <p>なお、輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告時に入力しなかった場合は、この特例申告等事項登録時に入力する。</p> <p>イ 関税定率法第14条18号(無条件免税)に規定する少額貨物の無条件免税の適用を受ける場合であって、NACCS用品目コード(98類)〔業務コード集〕参照)に官署が掲載されている場合は、該当するNACCS用品目コードの10桁目を入力し、官署が掲載されていない場合は、「0」を入力する。</p> <p>ロ 第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用を受ける場合は、NACCS用品目コード(少額輸入貨物)〔業務コード集〕参照)の10桁目を入力する。</p> <p>ハ 実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等が記載されている場合は、NACCS用品目コード(輸入)〔業務コード集〕参照)又は実行関税率表附表を参照し、番号の10桁目を入力する。</p> <p>ニ 関税法基本通達67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)の規定により少額品目を一括して申告する場合は、「X」を入力する。</p> <p>ホ 再輸入(輸入統計品目番号7108.20-000及び7118.90-010に該当する貨物を除く。)の場合は、「Y」を入力する。</p> <p>ヘ 統計基本通達21-1(普通貿易統計計上貨物)に規定する貨物以外の貨物又は通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に規定する貨物の場合は、「E」を入力する。関税定率法基本通達14-16(6)ただし書きに規定する税番が異なる通い容器が複数ある場合においても、同様とする。</p> <p>ただし、関税定率法第14条18号(無条件免税)又は第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)が適用される場合は、前記イ又はロによる。</p>
62	品名 (「品名」欄)	<p>(1) インボイス等に記載されている品名を入力する。</p> <p>(2) 入力しない場合は、「品目番号*」欄左への入力内容に基づき、システムに登録されている品名が自動的に出力される。</p>
63	原産地コード (「原産地*」欄左)	<p>当該貨物に係る原産地を国名コード〔業務コード集〕参照)で必須入力する。</p> <p>なお、「JP」(日本)は入力することができないことから、再輸入品の場合は統計基本通達7-2(2)(国別の選定基準)ただし書きの規定により、積出国を入力する。</p>
64	原産地証明書識別 (「原産地*」欄右)	<p>原産地証明書識別コード(原産地(申告)種別(1桁目及び2桁目)、原産地証明者等区分(3桁目)及び貨物の種類(4桁目))〔業務コード集〕参照)を入力する。</p> <p>(注)本項目に「R」(貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物)又は「N」(原産地が確認できない貨物)の1桁を入力することにより、本業務の実施時に「WKOR」又は「WKON」がシステムにより自動的に出力される。</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容								
65	数量(1) (「数量1」欄左)	<p>統計基本通達 21-1 (普通貿易統計計上貨物) に規定する貨物について、数量を入力する。</p> <p>(注)</p> <p>① 統計計上用の第1数量及び第2数量の入力を必要とする場合は、「数量1」欄左及び「数量2」欄左の各欄を利用して、それぞれの数量等を入力する。 この場合、第1数量等と第2数量等の入力順は特定されない。</p> <p>② 関税に従量税若しくは選択税率が適用される貨物又は内国消費税に従量税が適用される貨物については、課税標準とする数量等を必須入力し、統計計上貨物について、その数量単位が統計計上用第2数量単位と相違し、かつ、システムにより当該第2数量単位に換算できないときは、統計計上用数量も併せて入力する。 この場合も、①と同様、課税標準用数量等と統計計上用数量との入力順は特定されない。</p> <p>(入力例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>重 量</th> <th>基 本 税 率</th> <th>統計計上 第2数量単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オレンジ ジュース</td> <td>500KG 470L</td> <td>35%又は27円/KG のうちいずれか 高い税率</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table> <p>数量1 <input type="text" value="500"/>—<input type="text" value="KG"/> 数量2 <input type="text" value="470"/>—<input type="text" value="L"/></p> <p>③ 統計計上除外貨物のうち、次の貨物については、①から②に準じて数量等を入力する。 イ 内国消費税の課税又は免税の物品。 ロ 選択税率適用物品。</p> <p>④ 統計計上用数量単位の入力によって運賃を重量按分又は容量(容積を含む。)按分することができない場合は、統計計上用数量単位以外に按分用の数量も入力する。 この場合も①と同様、統計計上用数量と按分用の数量との入力順は特定されない。</p>	品 名	重 量	基 本 税 率	統計計上 第2数量単位	オレンジ ジュース	500KG 470L	35%又は27円/KG のうちいずれか 高い税率	L
品 名	重 量	基 本 税 率	統計計上 第2数量単位							
オレンジ ジュース	500KG 470L	35%又は27円/KG のうちいずれか 高い税率	L							
66	数量単位コード(1) (「数量1」欄右)	「数量1」欄左を入力した場合は、数量の単位を通関用数量換算単位コード(「業務コード集」参照)で入力する。								
67	数量(2) (「数量2」欄左)	「数量1」欄左に準じて入力する。								
68	数量単位コード(2) (「数量2」欄右)	「数量1」欄右に準じて入力する。								
69	課税価格按分係数 (「BPR係数」欄)	<p>(1) 複数欄にわたる申告及び分割申告の場合で、各欄の課税価格を価格按分により算出する場合は、価格按分するための按分係数(当該欄の価格)を入力する。</p> <p>(3) 小数点以下第2位まで入力することができる。</p> <p>(3) 「運賃按分」欄又は「課税価格」欄を入力する場合は入力不可。</p>								

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
70	運賃按分識別 (「運賃按分」欄)	<p>複数欄の申告で、かつ、入力した運賃を重量又は容量（容積を含む。）で按分し、他の欄の課税価格に算入しない場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量按分する場合</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>容量按分する場合</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本欄を入力することにより、「運賃」欄の運賃が重量按分又は容量按分されることから、全ての「数量」欄に、重量系又は容量系の数量及び単位の入力を要する。 また、保険料については、本欄に入力しない欄の課税価格に加算処理される。</p>	区 分	コード	重量按分する場合	A	容量按分する場合	B
区 分	コード							
重量按分する場合	A							
容量按分する場合	B							
71	FOB通貨コード (「課税価格」欄左)	入力不可。						
72	課税価格 (「課税価格」欄右)	<p>(1) 自動計算によらず、手計算により課税価格を算出した場合は、当該価格を邦貨で入力する。</p> <p>(2) 一部の品目について関税定率法第4条の6（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）に基づく運賃特例扱いを適用する場合は、当該品目欄について手計算により、運賃特例扱い運賃を加算し算出した課税価格を邦貨で入力する。</p> <p>(3) 「BPR係数」欄を入力した場合は、入力不可</p>						
73	事前教示（分類）（「事前教示（分類）」欄）	分類に関する事前教示を受けている場合は、事前教示の登録番号を入力する。						
74	事前教示（原産地）（「事前教示（原産地）」欄）	原産地に関する事前教示を受けている場合は、事前教示の登録番号を入力する。						
75	関税減免税コード (「関税減免税コード」欄)	<p>関税について、減税、免税、控除又は軽減税率の適用を受ける場合は、関税減免税コード（輸入）（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>なお、再輸出免税貨物の特例申告について、あらかじめ税関から担保の提供を要しない旨の回答を得ている場合は、特例輸入申告制度用の関税減免税コードを入力する。</p>						
76	関税減税額 (「関税減税額」欄)	減税又は控除の場合は、手計算により算出した減税額又は控除額を入力する。						
以下 77 から 79 までの項目は、最大 6 欄まで繰り返し入力することができる。								
77	内国消費税等 種別コード (「内消費税等種別」欄)	<p>内国消費税、地方消費税又は特殊関税が課される場合は、内国消費税等種別コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(注)</p> <p>① その他の内国消費税又は特殊関税に係る内国消費税等種別コードは、消費税に係る内国消費税等種別コードよりも先に入力する。</p> <p>② 納付すべき地方消費税がある場合であっても、消費税に係る内国消費税等種別コードを入力することによりシステムによって自動計算されることから、地方消費税については入力を要しない。</p> <p>③ 「品目番号」欄左に関税定率法第14条第18号（無条件免税）用のコード（例：「980000000」等）を入力した場合は、消費税に係る内国消費税等種別コードの入力は要しない。</p> <p>④ 「納期限延長」欄に「T」又は「F」を入力した場合は、「L」（酒税）又は「E」（たばこ税）と消費税以外に係る内国消費税等種別コードの併用入力は不可。</p>						

項番	項目名 (入力画面)	内 容
78	内国消費税等 減免税コード (「減免税コード」欄)	次のいずれかに該当する場合は、内国消費税等減免税コード(「業務コード集」参照)を入力する。 (1) 内国消費税について、減税、免税、控除又は未納税引取が適用される場合。 (2) 特殊関税(緊急関税を除く。)について、減税が適用される場合。 (3) 石油石炭税の特例納付が適用される場合。 (注) ① 「品目」欄左に関税率法第14条第18号(無条件免税)用のコード(例:「980000000」等)を入力した場合は、消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力を要しない。 ② 特殊関税(緊急関税を除く。)が免税される場合は、入力を要しない。 ③ 再輸出免税貨物について、あらかじめ税関から担保の提供を要しない旨の回答を得ている場合は、特例輸入申告制度用の内国消費税等減免税コードを入力する。
79	内国消費税等 減税等額 (「内消費税減税額」欄)	内国消費税について減税又は控除がある場合は、手計算により算出した減税額又は控除額を邦貨で入力する。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務(業務コード:IDD)を利用して、次に掲げる事項を入力し送信することにより、システムに登録されている輸入(引取)許可時の許可内容が「特例申告事項登録情報」(出力情報コード:AAD4292)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、前記イ(呼出しによらない方法)に準じて、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信することにより、特例申告事項をシステムに登録する。

項目名 (入力画面)	内 容						
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	輸入(引取)許可時の申告等番号を必須入力する。						
輸入者コード (「輸入者コード」欄)	入力者が引取申告を行った者以外の場合は入力する。						
申告等種別コード (「申告等種別」欄)	次の手続内容に応じた申告等種別コードを入力する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>手続内容</th> <th>申告等種別コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特例委託特例申告</td> <td>V</td> </tr> </tbody> </table>	手続内容	申告等種別コード	特例申告	T	特例委託特例申告	V
手続内容	申告等種別コード						
特例申告	T						
特例委託特例申告	V						

(2) 出力情報

前記(1)(特例申告等事項の登録)により、特例申告等事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「特例申告入力控情報」(出力情報コードについては、この章第1節別紙3(入力控情報)参照)が配信される。

2 特例申告等事項の訂正

(1) 特例申告等事項の訂正

前記1(特例申告等事項の登録)により特例申告等事項を登録した通関業者等が、システムに登録した特例申告等事項の内容を「輸入申告変更」業務(業務コード:IDE)による特例申告

等前に訂正する場合は、次による。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）を利用して、当初の特例申告等事項登録により払い出された申告等番号、特例申告等事項登録の際に登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務（業務コード：IDD）を利用して、申告等番号を入力し送信することにより、システムに登録されている特例申告等事項の内容が、「特例申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD4292）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加し又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（特例申告等事項の訂正）により、特例申告等事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 特例申告等

(1) 特例申告等

前記1（特例申告等事項の登録）により特例申告等事項を登録した通関業者等は、当該登録（前記2（特例申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された情報の内容を確認のうえ、次により特例申告等を登録する。

特例申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用する方法

「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用して、申告等番号を入力し送信する。

ロ 「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）の応答画面を利用する方法

前記1（特例申告等事項の登録）（前記2（特例申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により特例申告等事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「特例申告入力控情報」（出力情報コードについては、この章第1節別紙3（入力控情報）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、送信する。

(2) 特例申告等と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合

特例申告等と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は、特例申告等の受理の前に、次の情報がそれぞれ配信される。

この場合においては、税関により納期限延長に関する審査終了がシステムに登録されることにより、特例申告等がシステムにより自動起動する。

出力情報	出力情報コード	配信先
特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控情報	この章第1節別紙5（申告（変更）控情報）参照	通関業者等

出力情報	出力情報コード	配信先
特例申告納期限延長申請情報	A A D 4 3 0 1	税関

(3) 特例申告等の受理及び通知

前記(1) (特例申告等) (前記(2) (特例申告等と併せ酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合) は税関の審査終了後の特例申告等) により特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 申告控関係

出力情報	出力情報コード	配信先
特例申告控	この章第1節別紙5 (申告(変更)控情報) 参照	通関業者等 輸入取引者又は輸入者 (注)

(注) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 納付書関係

輸入(引取)許可された日の属する月 (以下この節において「特定月」という。) の翌月7日又は20日 (以下この節において「特定日」という。) までに特例申告等が受理された場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法) の「納付方法」欄に一括納付対象外となるコードを入力した場合を除き、当該特例申告等の関税等が一括納付対象としてまとめられ、一括納付書情報等が配信される。

また、特定日経過後 (前記1(1)イ(呼出しによらない方法) の「納付方法」欄に一括納付対象外となるコードを入力した場合は特定日経過前であっても対象)、特例申告等の提出期限日 (以下この節において「特例申告期限日」という。) までに特例申告等が受理された場合は、当該特例申告等の関税等は一括納付対象外となり、申告の都度、納付書情報(直納)等が配信される。

(※) 特定日は、通関業者等が「一括納付書等(特例即納) 配信日登録呼出し」業務(業務コード: U T K 1 1) による応答画面で配信日登録を行うことにより、7日又は20日に変更することができる。

納付方法	納税方式	特例申告受理日	出力情報	出力情報コード	配信先
直納	即納	特定日まで	一括納付書情報 (注2)	A B F 7 1 0 0	通関業者、輸入者 又は輸入取引者の いずれか (注 10)
		特定日経過後 随時 (特定日に関 わらず一括納付対 象外とする場合)	納付書情報 (直納) (注3)	A A F 0 0 1 0	通関業者等
	納期限 延長	特例申告期限日 まで (注1)	一括納付書情報 (注2)	A B F 7 1 0 0	通関業者、輸入者 又は輸入取引者の いずれか (注 10)
M P N	即納	特定日まで (注1)	納付番号通知情報 (一括) (注4)	A B F 7 2 0 1	通関業者、輸入者 又は輸入取引者の いずれか (注 10)
		特定日経過後	納付番号通知情報	A A F 0 0 2 1	通関業者、輸入者

		随時（特定日に関 わらず一括納付対 象外とする場合）	（注５）		又は輸入取引者 のいずれか（注 10）
	納期限 延長	特例申告期限日 まで（注１）	納付番号通知情報 （一括）（注４）	A B F 7 2 0 1	通関業者、輸入者 又は輸入取引者 のいずれか（注 10）
リアルタイム口座	即納	特定日まで	特例申告口座一括引 落とし結果通知情報 （注６）	A A F 5 3 1 1	通関業者等
		特定日経過後	リアルタイム口座振 替完了通知情報 （注７）	C A F 6 1 5 1	通関業者等
		随時（特定日に関 わらず一括納付対 象外とする場合）	①リアルタイム口座 振替完了通知情報 （注７） ②口座引落予定額等 通知情報（特例申告・ 石油石炭税納税申 告）（注８）	①C A F 6 1 5 1 ②A A F 0 0 5 0	①通関業者等 ②以下のいずれ か ・通関業者 ・通関業者及び 輸入者（注 10）
	納期限 延長	特例申告期限日 まで（注１）	①リアルタイム口座 振替完了通知情報 （注７） ②納期限延長口座引 落とし完了通知情報 （注９）	①C A F 6 1 5 1 ②C A F 2 0 3 0	①②通関業者等

（注１）酒税又はたばこ税の納期限延長申請の場合は一括納付対象とならないことから、その場合は即納（特定日経過後）に準じた情報が配信される。

（注２）関税等が一括納付対象となり、即納の場合は特定日の翌日に、納期限延長の場合は特定月の翌々月８日に配信される。

なお、納期限日は「延長後の納期限」欄に出力される。

また、納期限延長の場合は「延長後の納期限」欄の末尾に「T」が出力される。

（注３）特例申告が受理される都度、配信される。

なお、納期限日は「延長後の納期限」欄に出力される。

（注４）関税等が一括納付対象となり、即納の場合は特定日の翌日に、納期限延長の場合は特定月の翌々月８日に配信される。

なお、納期限日は「納期限」欄に出力される。

また、納期限延長の場合は「納期限延長識別」欄に「T」が出力される。

（注５）特例申告が受理される都度、配信される。

なお、納期限日は「納期限」欄に出力される。

（注６）関税等が口座一括引落とし対象となり、納期限日に口座引落とし処理が行われた場合に配信される。

なお、口座引落とし残高不足等により引落とし処理ができなかった場合は、システムが納税方式（納付方法）を即納（直納）に切り替えて処理を行い「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」（出力情報コード：A A F 5 3 1 1）とともに「一括納付書情報」（出力情報コード：A B F 7 1 0 0）が配信される。

(注7) 口座引落とし処理が行われた場合に配信される。

なお、口座引落とし残高不足等により引落とし処理ができなかった場合は、共通編第3章第1節4(8)(口座残高不足の場合)参照。

(注8) 前記1(1)イ(呼出しによらない方法)の「納付方法」欄に次のいずれかのコードを入力した場合に配信される。

- ・「F」(全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき(リアルタイム口座振替前に、通関業者に税額等を通知))
- ・「T」(全ての税科目について、リアルタイム口座振替により納付するとき(リアルタイム口座振替前に、通関業者及び輸入者に税額等を通知))

(注9) 納期限日に口座引落とし処理が行われた場合に配信される。

なお、口座引落とし残高不足により引落としできなかった場合は、共通編第3章第1節4(8)(口座残高不足の場合)参照。

(注10) 輸入者又は輸入取引者については、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(4) 特例申告等の不受理

担保の提供が必要となる特例申告等において、担保残高不足となった場合は、特例申告等を受理せず、エラーとして処理結果通知情報が配信される。その場合は、担保の積増しを行った後、改めて特例申告等を行う必要がある。

また、特例申告等と併せて酒税又はたばこ税に係る納期限延長申請を行っている場合については、再度税関による審査終了業務が必要となることから留意する。

(5) 特例申告等に係る関係書類等の提出

前記(3)(特例申告等の受理及び通知)により特例申告等が受理され、関税法その他関税に関する法令の規定により、特例申告等に際して税関に提出すべきものとされている書類がある場合は、次により税関(通関担当部門)に関係書類等を提出する。

なお、関係書類等の提出が必要な場合は、特例申告控における「区分」欄の4桁目に、次のコードが表示されることから参考とすること。

- ・「G」: 原本性の確認が必要な関係書類が存在する場合
- ・「Y」: 「G」を表示する判定基準に当たらないものの、関係書類の提出を要する場合

※ 前記1(1)(特例申告等事項の登録)の入力に誤りがあった場合は「G」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

イ 提出期限

特例申告の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

ロ 提出書類

(イ) 特例申告控

次のいずれかに該当するときは、1部提出する。

- A 有税品の場合で、関税率表1品目に対する税額が300万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円)以上のもの。
- B 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽

減し、又は免除したもの。

(ロ) 申告に係る関係書類

関税法及びその他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている関係書類を提出する。

なお、会計検査院に提出を要する場合は、後記ニ（電子ファイルによる提出）により電子的に提出する場合を除き、当該書類を1部追加して特例申告控に添付する。

ハ 提出先

特例申告等を行った税関（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ(ロ)（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、特例申告控の提出を要しない。

4 特例申告等訂正事項の登録

前記3(1)（特例申告等）により特例申告等を登録した通関業者等が、特例申告等受理後、関税法基本通達7の2-4（期限内特例申告書の訂正）の規定により、特例申告期限日までに特例申告等を訂正する場合は、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により、特例申告等の訂正事項をシステムに登録する。

なお、登録した訂正事項については、「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）による特例申告等の訂正を実施するまでの間、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により訂正することができる。

◎ 留意事項

- ① 特例申告等の訂正は、同一特例申告等について最大9回までシステムを使用して行うことが可能であるが、9回を超える訂正については、この章第5節3（輸入申告等の手作業移行）により手作業移行を行うこと。
- ② 特例申告等の訂正は、特例申告等の受理後から下表の期間まで実施可能である。訂正可能期間経過後、特例申告期限日までに訂正する場合は、後記5(6)（書面による特例申告等の訂正）の手順による。

		訂正可能期間	
		特定日まで	特定日の翌日以降～特例申告期限日まで
即納	一括納付対象	○（注1）	
	一括納付対象外		○（注2）
納期限延長	一括納付対象		○
	一括納付対象外 （注3）		○（注2）

（注1）即納と納期限延長が混在する申告の場合は、即納に一括納付対象となる税科目が含まれていれば、訂正可能期間は特定日までとなる。

(注2) 特例申告期限日を過ぎていなくても、納付後は訂正不可となる。

(注3) 酒税又はたばこ税の納期限延長申請を併せて行う場合。

- ③ 次の項目については訂正ができない又は訂正に条件があるので留意すること。訂正ができない項目について訂正を必要とする場合は、この章第5節3（輸入申告等の手作業移行）により手作業移行を行ったうえで、後記5(6)（書面による特例申告等の訂正）により、訂正を行うこと。

○：訂正可 ×：訂正不可

項目名 (入力画面)	訂正の可否
申告等種別コード (「申告等種別*」欄)	× (注1)
特例申告あて先官署コード (「特例あて先官署」欄)	×
輸入者コード (「輸入者」欄左)	×
インボイス識別 (「仕入書識別*」欄)	× (注2)
電子インボイス受付番号 (「電子仕入書受付番号」欄)	×
担保登録番号 (「担保番号」欄)	○ (注3)
内国消費税等減免税コード (「減免税コード」欄)	○ (注4)

(注1) 申告等種別コードが「J」（輸入（引取・特例）申告）又は「R」（蔵出輸入（引取・特例）申告）である場合、「T」（特例申告）の入力が必須となる。

また、申告等種別が「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告）である場合、「V」（特例委託特例申告）の入力が必須となる。

(注2) インボイス識別が「A」又は「B」の場合のみ、「A」又は「B」への訂正が可能。

(注3) 1回目の担保登録番号は訂正不可。

(注4) 「Q15」からその他の値（又はその逆）への訂正は不可。

- ④ 当初の特例申告等（再訂正の場合は直前の訂正）において配信された納付書がある場合は、当該納付書による関税等の納付を行うことなく廃棄したうえで、特例申告等の訂正を行うこと。
- ⑤ 一括特例申告の訂正は、後記8(5)（一括特例申告の訂正）による。

(1) 特例申告等訂正事項の登録

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）を利用して、申告等番号、特例申告等により申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務（業務コード：IDD）を利用して、申告等番号を入力し

送信することにより、システムに登録されている特例申告等の内容が、「特例申告期限内訂正事項登録情報」（出力情報コード：AAD6390）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により、特例申告等の訂正事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「特例申告期限内訂正入力控情報」（出力情報コードについては、この章第1節別紙3（入力控情報）参照）が配信される。

5 特例申告等の訂正

(1) 特例申告等の訂正

前記4（特例申告等訂正事項の登録）により特例申告等の訂正事項を登録した通関業者等は、当該登録に基づく応答画面の出力内容又は前記4(2)（出力情報）で配信された情報の内容を確認のうえ上、次により訂正する特例申告等を登録する。

当該登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用する方法

「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	特例申告等の訂正を行ったことを税関に通知する必要がある場合は、あらかじめ税関に連絡したうえで、「P」を入力する。

ロ 「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）の応答画面を利用する方法

前記4(1)（特例申告等訂正事項の登録）により特例申告等の訂正事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「特例申告入力控情報」（出力情報コードについては、この章第1節別紙3（入力控情報）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、送信する。

(2) 特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合

特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は、当該特例申告等の受理前に、前記3(2)（特例申告と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合）による情報がそれぞれ配信される。

この場合においては、税関により納期限延長に関する審査終了がシステムに登録されることにより、当該特例申告等がシステムにより自動起動する。

◎ 留意事項

特例申告等の訂正により同一の特例申告等について、複数回酒税又はたばこ税の納期限延長申請が行われる場合でも、情報の配信及び税関による審査終了は初回のみ行われる。

(3) 特例申告等の訂正に係る受理及び通知

前記(1)（特例申告等の訂正）により、訂正する特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 申告控関係

出力情報	出力情報コード	配信先
特例申告期限内訂正控	この章第1節別紙5（申告（変更）控情報）参照	通関業者等 輸入取引者（注1） 輸入者（注1） 税関（注2）

（注1）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注2）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

ロ 納付書関係

前記3(3)ロ（納付書関係）に準じた情報が、それぞれ配信される。

(4) 特例申告等の訂正に係る不受理

担保の提供が必要となる特例申告等の訂正において、担保残高不足となった場合は、当該特例申告等を受理せず、エラーとして処理結果通知情報が配信される。その場合は担保の積増しを行った後、改めて当該特例申告等を登録する。

(5) 特例申告等の訂正に係る関係書類等の提出

前記(3)（特例申告等の訂正に係る受理及び通知）により訂正する特例申告等が受理された場合は、前記3(5)（特例申告等に係る関係書類等の提出）に準じて関係書類等を提出すること。

(6) 書面による特例申告等の訂正

システムを使用した特例申告等後、前記4（特例申告等訂正事項の登録）及び前記(1)（特例申告等の訂正）から(5)（特例申告等の訂正に係る関係書類等の提出）までの手順によらず、特例申告期限日までに特例申告等の訂正を行う場合は、関税法基本通達7の2-4(1)（期限内特例申告書の訂正）の規定に基づき「輸入（納税）申告書」（税関様式C第5020号、税関様式C第5025号-1及び税関様式C第5025号-2）により特例申告書を作成（必要に応じて手書きの納付書も作成）し、配信された特例申告控等を添付して税関（通関担当部門）に提出する。

なお、当初の特例申告等の際に納期限延長を申請した場合は、訂正後の特例申告書の標題に「（納期限延長申請兼用）」と記載したうえ、申告書の「納期限の延長に係る事項」欄の「個」を「特」と訂正し、訂正後の税額及び納期限を記載する。

訂正後の納付方法については、次による。

イ 増額する場合

納税方式	納付方法	特例申告日	差替え日	訂正後の納付方法
即納	直納又はMPN	特定日まで	特定日まで	特定日の翌日に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100)又は「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201)に増額分が追加される。
			特定日の翌日以降から特例申告期限日まで	当初申告分は配信済みの「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100)又は「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201)により納付する。 増額分は、直納の場合は手書きの納付書を作成して納付し、MPNの場合は「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021)により納付する。
		特定日の翌日以降又は特定日に関わらず一括納付対象外とする場合	特例申告期限日まで	当初申告分は申告時に配信された「納付書情報(直納)」(出力情報コード: AAF0010)又は「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021)により納付する。 増額分は、直納の場合は手書きの納付書を作成して納付し、MPNの場合は「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021)により納付する。
	リアルタイム口座振替	特定日まで	特定日まで	当初申告分は口座一括引落とし処理が行われる。 増額分は特定日の翌日に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100)又は「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201)に追加される。
			特定日の翌日以降から特例申告期限日まで	当初申告分は口座一括引落とし処理が行われる。 増額分は、直納の場合は手書きの納付書を作成して納付し、MPNの場合は「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021)により納付する。
		特定日の翌日以降又は特定日に関わらず一括納付対象外とする場合	特例申告期限日まで	当初申告分は申告の都度、口座引落とし処理が行われる。 増額分は、直納の場合は手書きの納付書を作成して納付し、MPNの場合は「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021)により納付する。
特例申告納期限延長	直納又はMPN	特例申告期限日まで	特例申告期限日まで	特定月の翌々月に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100)又は、「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201)に増額分が追加される。
	リアルタイム口座振替	特例申告期限日まで	特例申告期限日まで	当初申告分は口座一括引落とし処理が行われる。 増額分は、特定月の翌々月に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100)又は「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201)に追加される。

ロ 減額する場合

納税方式	納付方法	特例申告日	差替え日	訂正後の納付方法
即納	直納又はMPN	特定日まで	特定日まで	特定日の翌日に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100) 又は「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201) に減額分が反映される。
			特定日の翌日以降から特例申告期限日まで	直納の場合は、税関におけるシステムへの登録後「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100) を再出力のうえ、納付する。(システムで配信された「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100) と差し替える。) MPNの場合は、税関に配信される「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201) により納付する。
		特定日の翌日以降	特例申告期限日まで	直納の場合は、減額後の手書きの納付書を作成して納付する。(システムから配信された「納付書情報(直納)」(出力情報コード: AAF0010) と差し替える。) MPNの場合は、税関で配信される「納付番号通知情報」(出力情報コード: AAF0021) により納付する。
	リアルタイム口座振替	特定日まで	特例申告期限日の前日まで	減額後の納付額で口座一括引落とし処理が行われる。
特例申告納期限延長	直納又はMPN	特例申告期限日まで	特例申告期限日まで	特定月の翌々月に配信される「一括納付書情報」(出力情報コード: ABF7100) 又は、「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード: ABF7201) に減額分が反映される。

6 一括特例申告事項の登録

複数の輸入(引取)許可について、次の要件を満たす場合は、一括特例申告を行うことができる。

- ① 全ての輸入(引取)許可の輸出入者コードの8桁目までが同一であること。
- ② 全ての輸入(引取)許可のあて先税関が同一であること。
- ③ 全ての輸入(引取)許可の地方消費税納付先都道府県が同一であること。
- ④ 全ての輸入(引取)許可の輸入(引取)許可年月が同一であること。
- ⑤ 輸入(引取)許可と特例委託輸入(引取)許可が混在しないこと。
- ⑥ 輸入取引者が存在する場合は全ての輸入(引取)許可で輸入取引者が同一であること。
- ⑦ 特例委託輸入(引取)許可の場合は、輸出入者コードを有する輸入者であること。
- ⑧ 一括する輸入(引取)許可が50件以下であること。
- ⑨ 一括特例申告する欄部の合計が99欄以下であること(「品目番号*」欄、「原産地*」欄、「関税減免税コード」欄、「内消費税等種別」欄及び「減免税コード」欄に入力する内容が同一のものは欄

統合して入力することができる。)

⑩ 酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行うものがないこと。

⑪ 全ての輸入（引取）許可の輸入承認証等識別に、関税割当証明書（システム）、電子原産地証明書（e C/O）又は減免戻し税等明細書に対応するコードの入力がないこと。

一括特例申告を行う場合は、「一括特例申告」業務（業務コード：TKC01）を実施する前に、次の方法により、一括特例申告事項をシステムに登録する。

なお、登録した一括特例申告事項については、「一括特例申告」業務（業務コード：TKC01）を実施するまでの間、後記7（一括特例申告事項の訂正）により訂正することができる。

(1) 一括特例申告を行う引取申告情報の呼出し

① 通関業者等は、「一括特例申告事項登録」業務（業務コード：TKA01）を実施する前に「一括特例申告事項呼出し」業務（業務コード：TKB01）を利用して、次の事項（項番2「輸入者」欄から項番6「特定委託」欄まで）を入力し送信する。

② 前記①の送信により、一括特例申告の対象となる輸入（引取）許可時の申告番号（以下この節において「引取申告番号」という。）等が「一括特例申告呼出し結果情報」（出力情報コード：AAD6130）として出力されることから、必要に応じて次の事項（項番7「対象外識別」欄及び項番8「引取申告番号」欄）に入力を行い、過不足等がなければ再度送信する。

◎留意事項

前記①の送信により出力される引取申告番号等の件数は最大50件であり、51件目以降の出力を行う場合は、「一括特例申告」業務（業務コード：TKC01）による一括特例申告を実施後、再度、「一括特例申告事項呼出し」業務（業務コード：TKB01）を実施することで可能となる。

なお、特例申告等又は一括特例申告を実施済みの引取申告番号等は出力対象から除外される。

項番	項目名 (入力画面)	内容
1	一括特例申告番号 (「一括特例申告番号」欄)	一括特例申告事項の呼出しの場合は、一括特例申告に係る申告等番号を入力する。
2	輸入者コード (「輸入者*」欄)	輸入者コードを必須入力する。
3	あて先税関コード (「あて先税関*」欄)	あて先税関コードを必須入力する。
4	都道府県コード (「都道府県*」欄)	地方消費税納付先の都道府県コードを必須入力する。
5	特定月 (「特定月*」欄)	呼出しを行う引取申告番号等に係る特定月を年月で必須入力する。
6	特例委託表示 (「特例委託」欄)	特例委託輸入（引取）許可時の申告番号等を呼び出す場合は「Y」を入力する。
7	一括特例申告対象外識別 (「対象外識別」欄)	項番8「引取申告番号」欄に出力された引取申告番号について、一括特例申告の対象外とする場合は、本欄に「X」を入力

		する。
8	輸入（引取）申告番号 （「引取申告番号」欄）	(1) 前記①の送信により、項番2「輸入者」欄に入力した輸入者コードに係る引取申告番号が、入力者が取り扱った申告分のみ最大50件分出力される。 (2) 入力者以外が取り扱った引取申告を一括特例申告の対象とする場合は、本欄に該当の引取申告番号を入力する。

(2) 一括特例申告事項の登録

前記(1)（一括特例申告を行う引取申告情報の呼出し）における送信により、複数の輸入（引取）許可時の申告情報が「一括特例申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD6102）として、応答画面に出力されることから、次の事項を入力し送信することにより、一括特例申告事項をシステムに登録する。

<共通部>

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
以下1、5から17、20、21、26から31までの項目は、前記(1)（一括特例申告を行う引取申告情報の呼出し）①により、「一括特例申告事項呼出し」業務（業務コード：TKB01）における「引取申告番号」欄（繰返し1回目）に出力された引取申告番号（上書き入力した場合は入力した引取申告番号）に係る共通部の申告情報から引用出力される。								
1	大額・少額識別 （「大額／少額*」欄）	変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て又は一部の輸入（引取）許可が大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>全ての輸入（引取）許可が少額申告</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	区分	コード	全て又は一部の輸入（引取）許可が大額申告	L	全ての輸入（引取）許可が少額申告	S
区分	コード							
全て又は一部の輸入（引取）許可が大額申告	L							
全ての輸入（引取）許可が少額申告	S							
2	申告等種別コード （「申告等種別*」欄）	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特例委託特例申告</td> <td>V</td> </tr> </tbody> </table>	区分	コード	特例申告	T	特例委託特例申告	V
区分	コード							
特例申告	T							
特例委託特例申告	V							
3	特例申告あて先官署コード （「特例あて先官署*」欄）	輸入（引取）許可官署が属する税関の本関に変更する場合は、本関の税関官署コード（「業務コード集」参照）を上書き入力する。 なお、輸入（引取）許可官署が異なるものを一括特例申告するときは、それらの官署が属する税関の本関を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。						
4	特例申告あて先部門コード （「特例あて先部門」欄）	変更する場合は、部門コードを上書き入力する。						
5	輸入者コード （「輸入者」欄左）	変更する場合は、前記1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて上書き入力する。						
6	輸入者名 （「輸入者」欄右）	変更する場合は、前記1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて上書き入力する。						
7	郵便番号 （「住所」欄上段左）	変更する場合は、前記1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて上書き入力する。						

項番	項目名 (入力画面)	内 容
8	住所 1 (都道府県) (「住所」欄上段中)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
9	住所 2 (市区町村 (行政区名)) (「住所」欄上段右)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
10	住所 3 (町域名・番地) (「住所」欄中段)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
11	住所 4 (ビル名ほか) (「住所」欄下段)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
12	輸入者電話番号 (「電話」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
13	税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
14	税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
15	税関事務管理人名 (「受理番号」欄下)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
16	輸入取引者コード (「輸入取引者」欄左)	変更する場合は、輸入取引者コードを上書き入力する。
17	輸入取引者名 (「輸入取引者」欄右)	変更する場合は、輸入取引者名を上書き入力する。
18	課税価格合計 (「課税価格合計*」欄)	対象となる輸入 (引取) 許可の課税価格の合計額を手計算により算出し、邦貨で入力する。
19	課税価格按分係数合計 (「B P R 係数合計」欄)	システムで算出されるベーシックプライスの合計値によらず、按分計算のベーシックプライスの合計値を指定する場合に入力する。
20	戻税申告識別 (「戻税申告」欄)	関税定率法第 19 条の 3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等) に係る申告を行う場合は、「X」を入力する。
21	税関調査用符号 (「調査用符号」欄)	輸入申告等の調査のため税関が指示した場合は、税関が指示したコードを入力する。
22	納期限延長コード (「納期限延長」欄)	前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて入力する。
23	納付方法識別 (「納付方法」欄)	前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて入力する。
24	口座番号 (「口座番号」欄)	前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて入力する。
25 の項目は、最大 2 欄まで繰り返し入力することができる。		
25	担保登録番号 (「担保番号」欄)	前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて入力する。
26	記事 (税関用) (「記事 (税関)」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
27	記事 (通関業者用) (「記事 (通関)」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
28	記事 (荷主用) (「記事 (荷主)」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。
29	荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄)	変更する場合は、前記 1 (1)イ (呼出しによらない方法) に準じて上書き入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
30	荷主リファレンスナンバー (「荷主R e f N o . 」欄)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
31	社内整理用番号 (「社内整理番号」欄)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。

<繰返部>

<p>以下32から47までの項目は、最大99欄まで繰り返し入力することができる。</p> <p>また、以下32から35まで及び37から41までの項目は、前記(1)(一括特例申告を行う引取申告情報の呼出し)①により、「一括特例申告事項呼出し」業務(業務コード:TKB01)における「引取申告番号」欄に出力された引取申告番号(上書き入力した場合は入力した引取申告番号)に係る繰返部の申告情報から引用出力される。</p>		
32	品目コード (「品目番号*」欄左)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
33	NACCS用コード (「品目番号*」欄右)	<p>変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。</p> <p>ただし、異なる輸入(引取)許可の少額品目である欄について、関税法基本通達67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)の規定を利用することはできないことから留意すること。</p> <p>また、輸入(引取)許可の際に関税率表等の分類の特例扱いを適用した貨物については、関税法基本通達7の2-1(2)(ロ)(特例申告の方法)の規定に関わらず、輸入(引取)許可の際の当該貨物に係る欄の内容の通りに入力する。(一括特例申告において、該当の欄が複数ある場合も同様である)。</p>
34	品名 (「品名」欄)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
35	原産地コード (「原産地*」欄左)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
36	原産地証明書識別 (「原産地*」欄右)	前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて入力する。
37	数量(1) (「数量1」欄左)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
38	数量単位コード(1) (「数量1」欄右)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
39	数量(2) (「数量2」欄左)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。
40	数量単位コード(2) (「数量2」欄右)	変更する場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて上書き入力する。

41	課税価格按分係数 （「B P R 係数」欄）	変更する場合は、前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて上書き入力する。
42	課税価格 （「課税価格」欄）	(1) 対象となる輸入（引取）許可の課税価格を手計算により算出し、邦貨で入力する。 (2) 「B P R 係数」欄を入力した場合は、入力不可。
43	関税減免税コード （「関税減免税コード」欄）	前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて入力する。
44	関税減税額 （「関税減税額」欄）	前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて入力する。
以下 45 から 47 までの項目は、最大 6 欄まで繰り返し入力することができる。		
45	内国消費税等種別コード （「内消費税等種別」欄）	前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて入力する。
46	内国消費税等減免税コード （「減免税コード」欄）	前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて入力する。
47	内国消費税等減税等額 （「内消費税減税額」欄）	前記 1 (1) イ（呼出しによらない方法）に準じて入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（一括特例申告事項の登録）により、一括特例申告事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「一括特例申告入力控情報」（出力情報コード：A A D D C B 2）が配信される。

7 一括特例申告事項の訂正

前記 6（一括特例申告事項の登録）により、一括特例申告事項を登録した通関業者等が、システムに登録した一括特例申告事項の内容を「一括特例申告」業務（業務コード：T K C 0 1）による一括特例申告前に訂正する場合は、次による。

(1) 一括特例申告事項の訂正

「一括特例申告事項呼出し」業務（業務コード：T K B 0 1）を利用して、一括特例申告番号を入力（一括特例申告の対象とする引取申告番号を追加する場合は、併せて当該引取申告番号を「引取申告番号」欄に入力）し送信することにより、一括特例申告事項の内容が、「一括特例申告事項登録情報」（出力情報コード：A A D 6 1 0 2）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

また、一括特例申告の対象外となる引取申告番号がある場合は、事項登録の当日に限り、当該引取申告番号の「対象外識別」欄に「X」を入力することにより、一括特例申告の対象外とすることができる。

なお、翌日以降は一括特例申告の対象外とすることができないことから、この章第 5 節 3（輸入申告等の手作業移行）の定めるところにより、手作業移行を行う。

(2) 出力情報

前記(1)（一括特例申告事項の訂正）により、一括特例申告事項が訂正された場合は、通関業者等に前記6(3)（出力情報）の情報が配信される。

8 一括特例申告

(1) 一括特例申告の登録

前記6（一括特例申告事項の登録）により一括特例申告事項を登録した通関業者等は、当該登録（前記7（一括特例申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記6(3)（出力情報）で配信された「一括特例申告入力控情報」（出力情報コード：AADDCCB2）の内容を確認のうえ、次により、一括特例申告を登録する。

一括特例申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「一括特例申告」業務（業務コード：TKC01）を利用する方法

「一括特例申告」業務（業務コード：TKC01）を利用して、「一括特例申告番号＊」欄に一括特例申告番号を入力し送信する。

ロ 「一括特例申告事項登録」業務（業務コード：TKA01）の応答画面を利用する方法

前記6（一括特例申告事項の登録）（前記7（一括特例申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により一括特例申告事項を登録した場合は、システムに登録した内容が「一括特例申告入力控情報」（出力情報コード：AADDCCB2）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、送信する。

(2) 一括特例申告の受理及び通知

前記(1)（一括特例申告の登録）により、一括特例申告が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 申告控関係

出力情報	出力情報コード	配信先
一括特例申告控情報	AADDCC2	通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注）

（注） 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 納付書関係

前記3(3)ロ（納付書関係）の情報が配信される。

(3) 一括特例申告の不受理

担保の提供が必要となる一括特例申告において、担保残高不足となった場合は、一括特例申告を受理せず、エラーとして処理結果通知情報が配信される。その場合は、担保の積増しを行った後、改めて一括特例申告を行う必要がある。

(4) 一括特例申告に係る関係書類等の提出

前記(2)（一括特例申告の受理及び通知）により一括特例申告が受理され、関税法その他関税に

関する法令の規定により、一括特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類がある場合は、次により税関（通関担当部門）に関係書類を提出する。なお、引取申告時の関係書類を税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により電子ファイルで提出していた場合には、一括特例申告は行わないこと（引取申告時の関係書類が原本保存されない。）。

イ 提出期限

一括特例申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ロ 提出書類

(イ) 一括特例申告控

提出部数については、システム通達第5章第4節4-6（特例申告時の関係書類の提出）に規定する部数とする。

(ロ) 申告に係る関係書類

関税法及びその他関税に関する法令の規定により、一括特例申告に際して税関に提出すべきものとされている関係書類を提出する。

なお、会計検査院に提出を要する場合は、後記ニ（電子ファイルによる提出）により電子的に提出する場合を除き、当該書類を1部追加して一括特例申告控に添付する。

ハ 提出先

一括特例申告を行った税関官署（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ(ロ)（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、一括特例申告控の提出を要しない。

(5) 一括特例申告の訂正

システムを使用した一括特例申告後、特例申告期限日までに一括特例申告の訂正を行う場合は、前記5(6)（書面による特例申告等の訂正）に準ずる。